

基準 11 電気設備が設置されている部分等に係る消火設備の取扱いに関する基準

電気設備が設置されている部分等に係る消火設備の取扱いに関する基準については、「電気設備が設置されている部分等における消火設備の取扱いについて」（昭和 51 年 7 月 20 日消防予第 37 号）によること。